

令和8年度

国営土地改良事業地区調査

廻堰大溜池地区地質調査その他業務

特別仕様書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

国営土地改良事業地区調査 廻堰大溜池地区地質調査その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、廻堰大溜池の地質調査を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする施設の場所は、青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰地内で、別添 位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は下記のとおりである。

(1) 既存資料の収集・現地調査(解析等調査業務)	1式
(2) 資料整理とりまとめ(解析等調査業務)	1式
(3) 断面図等の作成(解析等調査業務)	1式
(4) 総合解析とりまとめ(解析等調査業務)	1式
(5) ボーリング調査	1式
(6) 原位置試験	1式
(7) 室内土質試験	1式
(8) 解析等調査業務	1式

(土地への立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-15条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-6条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

(3) その他、業務計画書等を示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

(4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第1-7条

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) ボーリング等の調査位置は、別添 位置図のとおりである。なお、詳細については監督職員と現地立ち会いのうえ決定する。
- (2) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (3) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-8条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業用ため池管理保全技士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－土質及び基礎 応用理学－地質
	農業	農業土木 農業農村工学
	建設	土質及び基礎
	応用理学	地質
博 士	農学	
	理学又は工学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
	地質	
	土質及び基礎	

- (2) 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-9条

担当技術者は、共通仕様書第1-7条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-10条

共通仕様書第1-10条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-11条に基づく技術者

情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-11条

受注者は、共通仕様書第1-38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務スライドの試行)

第1-12条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	農業用ダム機能診断マニュアル	農林水産省農村振興局	平成31年3月
2	土地改良事業設計指針「ため池整備」	農林水産省農村振興局	平成27年5月

(作業条件)

第2-2条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(対象施設)

第2-3条

本業務の対象となる施設は、次のとおりである。

廻堰大溜池諸元等

満水面積 2.8km² 流域面積 17.8km²

周囲長 11km

堤頂長 4.2km

堤高 約9m 堤頂幅 4.5m

有効貯水量 11,000千m³

水深 約7m(利用水深5.8m)

受益面積 8,680ha

溜池底地所有者 農林水産省

溜池管理受託者 青森県、廻堰大溜池土地改良区

(貸与資料等)

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

1. 業務報告書関係	
令和元年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震性能照査検討その他業務
令和2年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震性能その他調査業務
令和3年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震対策工検討その他業務
令和4年度	広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区廻堰大溜池地質総合解析その他業務
令和5年度	広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震対策工検討その他業務

令和5年度	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査業務
令和6年度	地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域廻堰大溜池地質調査その他業務
令和6年度	地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域廻堰大溜池耐震対策工検討その他業務
令和6年度	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査業務
2. 事業誌	
	国営西津軽農業水利事業 事業誌
	国営岩木川左岸農業水利事業 事業誌
3. 図面	
	廻堰大溜池施設管理図（図面目録含む）

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第2-5条

第2-4条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

（関連業務）

第2-7条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

業務名（予定）	業務実施（予定）期間
令和8年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査その他業務 （仮称）	令和8年5月～令和9年3月
令和8年度 国営土地改良事業地区調査 廻堰大溜池地区耐震性能照査検討業務（仮称）	令和8年5月～令和9年3月
令和8年度 国営土地改良事業地区調査 廻堰大溜池地区施設計画検討その他業務（仮称）	令和8年5月～令和9年3月

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3-1条

本業務における作業位置は、別添 位置図に示すとおりである。また、作業項目及び数量は、次のとおりである。なお、詳細は別紙-1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

【解析等調査業務】

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 既存資料の収集・現地調査（解析等調査業務） | 1式 |
| (2) 資料整理とりまとめ（解析等調査業務） | 1式 |

- | | |
|------------------------|----|
| (3) 断面図等の作成（解析等調査業務） | 1式 |
| (4) 総合解析とりまとめ（解析等調査業務） | 1式 |

【調査業務】

- | | |
|-------------|----|
| (1) ボーリング調査 | 1式 |
| (2) 原位置試験 | 1式 |
| (3) 室内土質試験 | 1式 |
| (4) 解析等調査業務 | 1式 |
| (5) 仮設工 | 1式 |

（作業の留意点）

第3-2条

業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) ボーリング調査
ボーリング調査の調査方法は、共通仕様書第3-3条に基づくものとする。
- (2) 標準貫入試験
標準貫入試験は、φ66 オールコアボーリング孔において地表1m地点より1m毎に実施するものとする。
なお、試験方法は、共通仕様書第5-3条に基づくものとする。
- (3) 土質試験
採取した試料の土質試験は、特に定めがない限り共通仕様書第11-1条によるものとするが、詳細については、地盤材料試験法及び監督職員の指示による。
- (4) ボーリング成果
ボーリング成果は、共通仕様書第1-17条に基づき、地盤情報を別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。なお、検定の申込にあたり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者と協議を行うこととする。
- (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (6) 第2-4条に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (7) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
・「工事工種の体系化」は、http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4-1条

共通仕様書第1-9条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ（地質調査結果資料作成時）
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1—10条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5—1条

成果物を共通仕様書第1—17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部
このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途1部提出するものとする。
- (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)
このほか、要約版 (市販のファイル綴じで可) を提出するものとする。
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5—2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町 149- 2
東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6—1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2—2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3—1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第4—1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5—1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関の対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) 三軸圧縮試験 (CuBar、φ50) 等の室内土質試験を採取した土の状況等により変更追加する必要が生じた場合。
- (8) 旅費交通費における宿泊費の精算の協議があった場合。
- (9) その他

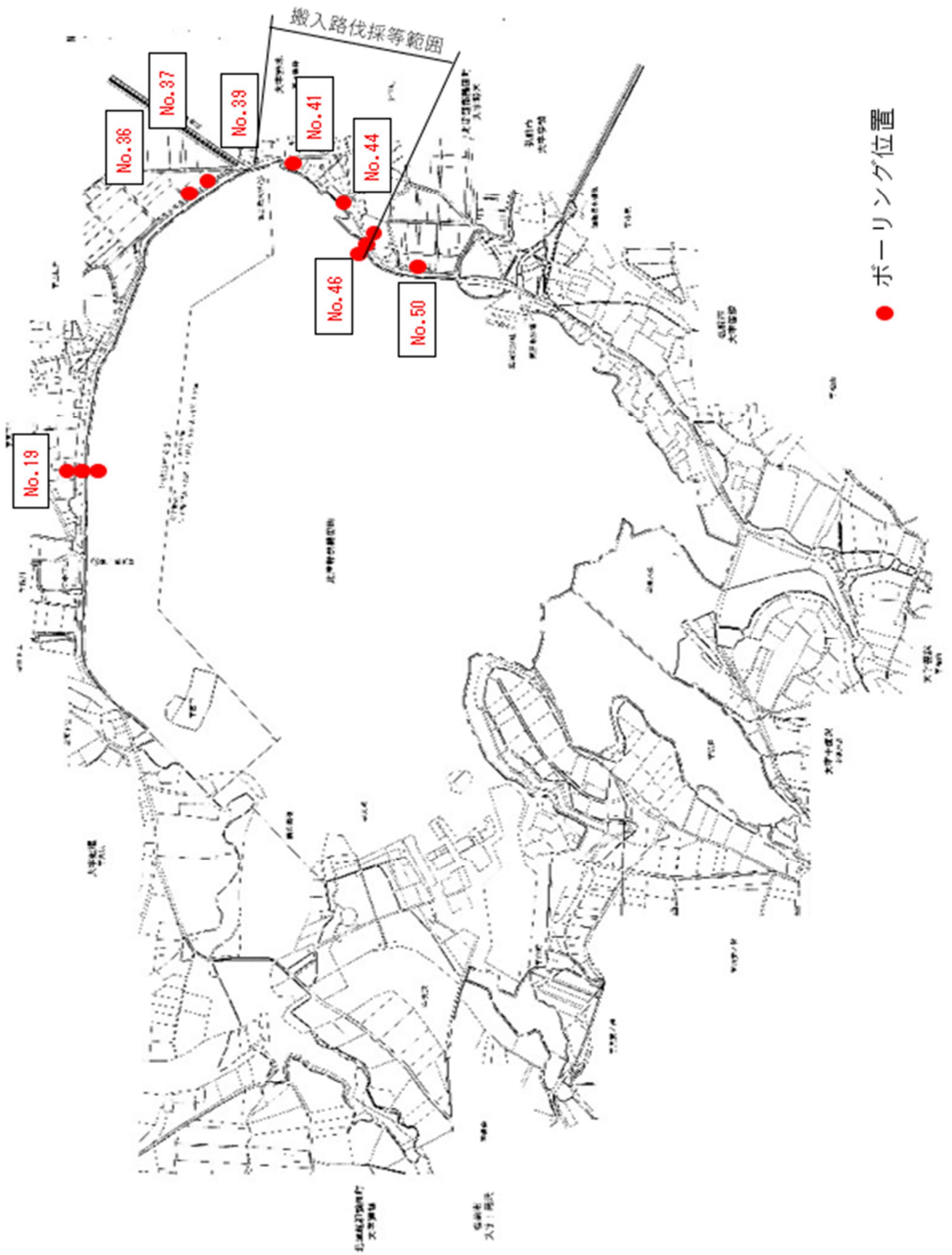
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7—1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて

監督職員と協議するものとする。



別紙－1 作業項目内訳表

調査業務（解析）

作業項目	作業内容	作業 実施欄
I 既存資料の収集・現地調査（解析等調査業務）	地質調査に係る関係文献等の収集と検討、調査地周辺の現地踏査を行う。	○
II 資料整理とりまとめ（解析等調査業務）	地質調査に係る各種計測結果の評価及び考察（異常データのチェックを含む）、試料の観察を行う。	○
III 断面図等の作成（解析等調査業務）	地質調査に係る地層及び土性の判定、土質または地質断面図の作成（着色含む）を行う。	○
IV 総合解析とりまとめ（解析等調査業務）	地質調査に係る調査地周辺の地形・地質の検討、地質調査結果に基づく土質定数の設定、地盤の透水性の検討、設計施工上の留意点の検討を行う。	○

別紙-1 作業項目内訳表

調査業務

作業項目	規格・寸法	単位	数量	備考
1. ボーリング調査				
1-1. 機械ボーリング(No. 19)	φ66、オールコア 粘性土・シルト	m	35.0	
	φ66、オールコア 砂・砂質土	m	7.5	
	φ66、オールコア 礫混じり土砂	m	5.5	
機械ボーリング(No. 36)	φ66、オールコア 粘性土・シルト	m	15.0	
	φ116、ノンコア 粘性土・シルト	m	15.0	
	φ116、トリプ°ルサンフ°リング°、(N値4以上)、砂質土	本	3.0	
機械ボーリング(No. 37)	φ66、オールコア 粘性土・シルト	m	14.0	
	φ116、ノンコア 粘性土・シルト	m	14.0	
	φ116、トリプ°ルサンフ°リング°、(N値4以上)、砂質土	本	3.0	
機械ボーリング(No. 41)	φ66、オールコア 粘性土・シルト	m	8.0	
	φ66、オールコア 砂・砂質土	m	1.0	
	φ66、オールコア 礫混じり土砂	m	6.0	
	φ116、ノンコア 粘性土・シルト	m	8.0	
	φ116、ノンコア 砂・砂質土	m	1.0	
	φ116、トリプ°ルサンフ°リング°、(N値4以上)、砂質土	本	1.0	
機械ボーリング(No. 44)	φ66、オールコア 粘性土・シルト	m	6.0	
	φ66、オールコア 砂・砂質土	m	3.0	
	φ116、ノンコア 粘性土・シルト	m	6.0	
	φ116、ノンコア 砂・砂質土	m	3.0	
	φ116、トリプ°ルサンフ°リング°、(N値4以上)、砂質土	本	2.0	
機械ボーリング(No. 46)	φ66、オールコア 粘性土・シルト	m	26.5	
	φ66、オールコア 砂・砂質土	m	11.5	
	φ66、オールコア 礫混じり土砂	m	10.0	
機械ボーリング(No. 50)	φ66、オールコア 粘性土・シルト	m	11.0	
	φ66、オールコア 砂・砂質土	m	2.0	
	φ116、ノンコア 粘性土・シルト	m	11.0	
	φ116、トリプ°ルサンフ°リング°、(N値4以上)、砂質土	本	2.0	
2. 原位置試験				
2-1. 標準貫入試験(No. 19)	粘性土・シルト	回	35	

作業項目	規格・寸法	単位	数量	備考
	砂・砂質土	回	7	
	礫混じり土砂	回	5	
標準貫入試験(No. 36)	粘性土・シルト	回	15	
標準貫入試験(No. 37)	粘性土・シルト	回	14	
標準貫入試験(No. 41)	粘性土・シルト	回	8	
	砂・砂質土	回	1	
	礫混じり土砂	回	6	
標準貫入試験(No. 44)	粘性土・シルト	回	6	
	砂・砂質土	回	3	
標準貫入試験(No. 46)	粘性土・シルト	回	26	
	砂・砂質土	回	11	
	礫混じり土砂	回	10	
標準貫入試験(No. 50)	粘性土・シルト	回	11	
	砂・砂質土	回	2	
2-2. 物理検層				
PS検層 (No. 37)	板たたき法	m	14.0	
PS検層 (No. 50)	板たたき法	m	13.0	
3. 室内土質試験				
土粒子の密度試験		試料	11	
土の粒度試験	沈降分析	試料	11	
土の含水比試験		試料	11	
土の液性限界試験		試料	11	
土の塑性限界試験		試料	11	
土の湿潤密度試験	ノギス法	試料	11	
土の突き固め試験	φ100 非乾燥法	試料	11	
三軸圧縮試験CuBar	φ50	試料	11	
繰返し三軸圧縮試験	φ50	試料	11	
4. 解析等調査業務				
4-1. 資料整理とりまとめ		式	1	一般調査業務費
4-2. 断面図等の作成		式	1	一般調査業務費

作業項目	規格・寸法	単位	数量	備考
5. 仮設工				
5-1. 準備及び跡片付け		業務	1	
5-2. 足場工	平坦地足場、深度50m以下、嵩上げ足場	箇所	3	
	傾斜地足場 傾斜15° ~30°、深度50m以下	箇所	3	
	傾斜地足場 傾斜30° ~45°、深度50m以下	箇所	5	
5-3. ボーリング孔閉塞		箇所	16	
5-4. 現場内小運搬	特装車運搬300m超500m以下	ton	4.4	
	特装車運搬500m超1000m以下	ton	6.6	
5-5. 搬入路伐採等		m	350	No.39~No.46